

高齢者虐待防止に関する指針

しんど老人保健施設

第1章 総則

目的

第1条 この指針は、しんど老人保健施設が運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする

虐待の定義

第2条 この指針において「虐待」とは、職員が支援等にあたる利用者に対して行う、次の各号の行為をいう

①身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えることまた、正当な理由なく身体を拘束すること

②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること

③心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること

④性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること

⑤経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

虐待に対する基本方針

第3条 職員は利用者に対し、いかなる虐待もしてはならない

第2章 虐待対応体制

虐待防止責任者

- 第4条
- 1 本指針による虐待の責任主体を明確にするために、虐待防止責任者を設置する
 - 2 虐待防止責任者は、管理者（施設長）があたるものとする

第5条 虐待防止責任者の職務は次のとおりする

- ① 虐待防止委員会の設置
- ② 虐待対応責任者の指名
- ③ 事務局の選定

虐待対応責任者の職務

第6条 虐待対応責任者の職務は次のとおりする

- ① 虐待内容及び原因の把握、解決策の検討
- ② 解決のための当事職員との話し合い
- ③ 利用者（家族含む）及び通報者への結果報告
- ④ 平塚市への報告

虐待受付担当者

第7条 1 利用者等が虐待通報を行いやすくするため、虐待受付担当者を設置する

- 2 虐待受付担当者は支援相談員とする
- 3 虐待受付担当者の不在時は、虐待受付担当者以外の職員が通報を受けることができるものとする
- 4 前項により虐待の通報を受けた職員は、遅滞なく虐待受付担当者に別に定める「虐待通報受付・経過記録書」によりその内容を報告しなければならない

虐待受付担当者の職務

第8条 虐待受付担当者の職務は次のとおりとする

- ① 利用者または家族、職員等からの虐待通報受付
- ② 虐待内容、利用者等への意向の確認と記録
- ③ 虐待対応責任者への前号による記録を用いた報告

虐待防止委員会の設置

第9条 1 虐待防止責任者は、施設内における虐待防止を図るため、虐待防止委員会を設置するとともに虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（事務局）を定めることとする

- 2 虐待防止委員会の委員長は、虐待防止責任者とする
- 3 虐待防止委員会は、身体拘束について考える委員会と併せて、毎月及び虐待発生の都度、委員長の招集により開催する
- 4 虐待防止委員会の委員は、委員長、看護介護部長、事務長、介護課長、介護課主任、看護課主任、地域連携課主任、リハビリ課主任、介護支援専門員とする
- 5 委員会の審議事項は、次のとおりとする
 - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
 - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

- ③ 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関すること
- ④ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- ⑤ 虐待が発生した場合に、その対応に関すること
- ⑥ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

第3章 虐待防止対応及び解決

虐待対応の周知

第10条 事務局は、施設内への掲示及びホームページへの掲載等により、虐待対応について周知を図らなければならない

虐待通報及び発見

- 第11条
- 1 利用者本人、またはその家族、職員等からの通報がある時は本指針に基づき適切に対応しなければならない
 - 2 職員は、虐待を発見した際は虐待受付担当者に通報しなければならない

虐待通報の受付

- 第12条
- 1 虐待の通報は、別に定める「虐待通報受付」によるほか、用紙によらない文書、口頭による通報によっても受け付けることができるものとする
 - 2 虐待受付担当者は利用者等から虐待通報を受け付けた際に「虐待通報受付・経過記録書」を作成し、その内容を虐待通報者に確認するものとする。なお、通報者名の記載については、通報者本人の同意を必要とする

虐待の報告・確認

- 第13条
- 1 虐待受付担当者は、受け付けた虐待の内容を虐待防止責任者に報告する
 - 2 虐待対応責任者は、利用者への虐待が認められた場合は、速やかに平塚市に報告する

虐待解決に向けた協議

- 第14条
- 1 虐待対応責任者は、虐待通報の内容を正確に理解するまた、虐待通報者及び当該利用者から通報内容を詳細に聞き取るものとする
 - 2 虐待対応責任者は、客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役等の如何を問わず、厳正に対処し解決に向けた話し合いを行う
 - 3 緊急性の高い事案の場合は、平塚市及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する
 - 4 前項による話し合いは、原則として虐待通報のあった日から7日以内に行わなければならないものとする

虐待解決に向けた記録・結果報告

- 第15条 1 虐待対応責任者は、当事職員との話し合いの結果や改善を約束した事項について別に定める「虐待解決協議報告書」に記録するものとする
- 2 虐待対応責任者は、当事職員との話し合いの結果や改善を約束した事項について、利用者及びその家族、虐待通報者に対して別に定める「改善結果（状況）報告書」により報告をする。尚、報告は原則として話し合いを終了した日から7日以内に行わなければならない
- 3 虐待対応責任者は、利用者及びその家族が満足する解決策が図られなかった場合には、平塚市の苦情相談窓口を紹介する

解決結果の公表

- 第16条 サービスの質の向上を図るため、本指針に基づく虐待防止及び解決の対応状況について、個人情報に関する事項を除き、事業報告書に記載する

虐待防止のための職員等研修

- 第17条 1 事務局は、虐待防止啓発のための職員研修を定期的に行う必要がある
- 2 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする
- 3 研修は、年2回以上実施し、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施する
- 4 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存する

権利擁護のための成年後見制度の利用支援

- 第18条 事務局は、利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、平塚市の関係窓口を案内する等の支援を行う

利用者等に対する指針の閲覧

- 第19条 職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、施設内に備え付けることとする。また、事業所ホームページにも公開する

その他虐待防止の推進のために必要な事項

- 第20条 事務局は、権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める

- 第21条 本指針の改定は、必要に応じて管理者（施設長）が行うものとする

附則 この指針は、令和4年4月1日から施行する